

2021年（令和3年）12月24日

大阪刑務所長 殿

大阪弁護士会
会長 田 中 宏

勧告書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、本会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済を求める旨の申立てがありました。

本会人権擁護委員会において慎重に審査した結果、「人権侵害の事実がある」と認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

貴所の被収容者が裁判所の召喚に基づいて他の刑事収容施設に移送される場合に、当該被収容者が携行せずに残置する私物がどのように処置されるのかにつき明確に手続を定め、当該被収容者の私物を輸送する際の費用を自己負担させないよう定めるとともに、それらの手続内容を当該被収容者に説明するよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

（1）争いのない事実

ア 申立人は、貴所服役中に、他者の裁判手続の証人として東京地方裁判所から召喚され、2018年（平成30年）2月5日、同裁判所への出廷に備えて、東京拘置所へ新幹線で移送されることになった。

東京拘置所への移送に先立ち、同年2月2日、貴所は領置金の使用に関する刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律49条に基づき、当時申立人が貴所内で所持・保管していた一切の私物の輸送費として、6,561円を申立人の領置金から徴収した。

イ 本件のように、貴所の被収容者が別の刑事施設に移管される場合に、当該被収容者が私物を携行せずに残置したとき、廃棄するかどうかについて、貴所では個別の事情に応じて判断している。

- ウ 本件において、貴所の職員は、申立人に対し、携行せずに残置した私物を保管しておくという説明はしなかった。また、私物を携行するか否かの判断を求めるに先立ち、保管私物等を外部に交付すること（以下「宅下げ」という。）を申立人に求めることもなかった。
- エ 2018年（平成30年）2月2日時点で、貴所では、本件のような場合の私物の輸送費を一律に被収容者に負担させていた。また、私物輸送費の負担に関する基準は存在していなかった。
- オ 現在、貴所はこれまでの運用を見直し、本件と同様の場合、被収容者の所持物品の移送先施設への輸送費用について、国費で負担する運用をしている。

(2) 当会が認定した事実

本件では、申立人が、私物輸送費を自己の領置金から支出することに同意する文書を作成したが、申立人の真意によるものとは認められない。

すなわち、申立人は、私物輸送費を負担することは本意でなかった旨を繰り返し表明し、本件人権救済申立てをしていること、私物を貴所に残置した場合の説明を受けておらず、廃棄されてしまうことを危惧していたこと、残置した私物を宅下げするなどの方法も説明されていなかったことからすれば、上記同意文書は、残置した私物が廃棄されることを回避するために、やむを得ず作成したものと考えられる。

2 当会の判断

本件のような場合に、私物の輸送費用を被収容者の領置金から支出することは、国による個人の財産の処分の問題であり、財産権の制約が問題となる。そして、国が本人の同意なくして個人の財産権を制約するには、法律上の根拠規定が必要となる。

本件申立人の移送は刑事訴訟法143条の2の規定に基づく裁判所の召喚によるところ、刑事施設の被収容者が召喚された場合には、その意思にかかわらず召喚先に近い拘置所への移送を余儀なくされる。ただし、召喚は出廷を義務付けるものではあるが、財産的負担を強制する効果は持たない。

また、刑事施設の被収容者を移送する場合に、携行せずに残置した私物の処置や輸送費用の負担について、法律上の定めは何ら存在しない。

したがって、本件のような場合に、被収容者の領置金の中から、私物の輸送費用を負担させることは、法律上の根拠規定なくして財産権を制約することになる。

次に、本人同意の有無が問題となるが、貴所職員は申立人に対して、残置し

た私物を保管しておくという説明も、宅下げについての示唆もしなかった。そのため、申立人としては、私物の廃棄を免れるためには移送先まで輸送する他に選択の余地はなく、かつ、当時は私物の輸送費用は、一律被収容者の負担とされていたことから、自己の領置金から輸送費用を支出することに同意せざるを得なかったものであって、真に同意したものではなかった。

したがって、申立人が、裁判所の召喚によって東京拘置所への移送を余儀なくされ、携行せずに残置した私物の輸送費について、申立人の真の同意や法律上の根拠規定がないにもかかわらず、自己負担させられたことは、申立人の財産権に対する侵害となる。

貴所は、現在、本件申立てと同様の場合に、被収容者に輸送費を負担させず、国費で負担する運用に変更しているようである。しかし、本件のような財産権侵害を再発させないためには、上記運用にとどめるのではなく、少なくとも貴所における内規によって、移送される被収容者が残置した私物の処置について明確に定め、私物の輸送費を自己負担させないよう定めるとともに、それらの手続内容を被収容者に十分説明することが必要と考えられる。

以上の理由から、勧告の趣旨のとおり勧告する。

以上